



宮 崎 県 公 報

令和4年7月19日（火曜日） 第 324 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 自衛官候補生の募集期間等……………（危機管理課） 1
- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障がい福祉課） 1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（ “ ” ） 2
- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療

）の名称の変更……………（障がい福祉課） 2

○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更……………（ “ ” ） 2

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更……………（農村整備課） 2
- 入札公告…………… 2

教育委員会規則

○宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則…………… 4

告 示

宮崎県告示第 466号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第 179号）第 114条、第 117条第 1 項及び第 118条に規定する自衛官候補生の、令和 4 年度の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに連絡先は、次のとおりである。

令和 4 年 7 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

募集種別	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称	連絡先
自衛官候補生	令和 4 年 7 月 1 日（金）から同年 9 月 5 日（月）まで	筆記（本年度高校を卒業予定の者）及び適性検査 令和 4 年 9 月 17 日（土） （上記以外の者）WEB 試験 令和 4	宮崎市	宮崎第一生命ビルディング新館	自衛隊宮崎地方協力本部募集課 電話 09 85（53）2643
			都城市	都城市総合福祉会館	
			延岡市	延岡市社会教育センター	
			西都市	西都市コミュニティセンター	

		年 9 月 12 日（月）から同月 15 日（木）までの間の 1 日		
口 述 試 験 及 び 身 体 検 査	（共通） 令和 4 年 9 月 22 日（木）から同月 29 日（木）までのうち指定する日	都城市	陸上自衛隊都城駐屯地	
		児湯郡新富町	航空自衛隊新田原基地	

宮崎県告示第 467号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 4 年 7 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
医療法人宏仁会メディカルシティ東部病院	都城市	腎臓（更生医療）	令和 4 年 7 月 1 日
ハラダ調剤薬局春原店	日向市	薬局	令和 4 年 7 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 4 年 7 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
三股マリンバ薬局	三股町	薬局	令和 4 年 7 月 1 日
ハラダ調剤薬局春原店	日向市	薬局	令和 4 年 7 月 1 日
あお調剤薬局	宮崎市	薬局	令和 4 年 7 月 1 日

宮崎県告示第 469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和 4 年 7 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
さとかん薬局本店	延岡市	佐藤幹薬局	さとかん薬局本店	令和 4 年 7 月 1 日
さとかん薬局木城店	木城町	木城薬局	さとかん薬局木城店	令和 4 年 7 月 1 日

宮崎県告示第 470号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和 4 年 7 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
さとかん薬局本店	延岡市	佐藤幹薬局	さとかん薬局本店	令和 4 年 7 月 1 日
さとかん薬局木城店	木城町	木城薬局	さとかん薬局木城店	令和 4 年 7 月 1 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、坂狩地区県営土地改良事業（五ヶ瀬町、ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 19 日

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 4 年 7 月 19 日から令和 4 年 8 月 17 日まで

3 縦覧場所

五ヶ瀬町役場建設課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 7 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の件名 宮崎港曳船作業業務（以下「本業務」という。）

(2) 特定役務の特質等 宮崎港曳船作業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び入札説明書による。

(3) 契約期間 令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 履行場所 業務の履行場所は、次のとおりとする。

ア 名称 宮崎港

イ 所在地 宮崎市港

(5) 入札方法 本業務について入札を実施する。入札金額は、1 月当たりの委託料に委託期間月数を乗じた金額を記載すること（記載方法については、入札書を確認すること。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、委託期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 (3) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる

要件を全て満たす者とする。

ア 令和 4 年宮崎県告示第 92 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他の者であること。

イ 仕様書に定める海技士の有資格者を運航要員とすることができる者であること。

ウ 仕様書に定める曳船の手配ができる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 4 年 8 月 3 日午後 5 時までに 9(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和 4 年 7 月 19 日から令和 4 年 7 月 25 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないと思われるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎県宮崎市港 1 丁目 18 番地 郵便番号 880-0858 電話番号 0985 (24) 6224

(2) 期間 令和 4 年 7 月 19 日から令和 4 年 8 月 3 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所等

(1) 場所 宮崎県中部港湾事務所総務課

(2) 期間 令和 4 年 7 月 19 日から令和 4 年 8 月 3 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) その他 設計図書は、宮崎県中部港湾事務所総務課において、8 の入札参加資格確認の結果の通知日以後、入札執行日の前日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）、入札参加資格があると認められた者に、実費相当額徴収の上で交付する。

7 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県防災庁舎 7 階 県土整備部会議室 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

(2) 日時 令和 4 年 7 月 22 日午後 2 時

8 入札参加資格確認の結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和 4 年 8 月 17 日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7189

(2) 提出期限 令和 4 年 9 月 16 日午後 2 時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。ただし、送付による場合は、(1)の場所に令和 4 年 9 月 15 日午後 5 時までに必着のこと。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県防災庁舎 7 階 県土整備部会議室

(2) 日時 令和 4 年 9 月 16 日午後 2 時

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 100 条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

規則第 125 条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(3) 提出書類において不正があった入札

(4) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

13 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、当該価格があらかじめ設定した調査基準価格を下回り、調査の結果、次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で当該落札者となるべき者の次に最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の当該価格が調査基準価格を下回る場合は、調査を行うものとする。

(1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

14 調査基準価格

調査基準価格を下回った場合は、次の調査内容をもって落札者の判断を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 積算内訳書

(3) 契約対象業務箇所と入札者の事務所等の関連

(4) 手持曳船の状況

(5) 労働者の具体的配給見通し

(6) 過去に委託した業務の成績

(7) 信用状況

15 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当

16 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特別調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

18 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Tug-boat operation in Miyazaki Port

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for examination: 5:00P.M. 3 August 2022

- (3) Time-limit for the submission of tenders: 2:00P.M. 16 September 2022 (tenders submitted by post 5:00P.M. 15 September 2022)
- (4) Contact point:Port Authority Division, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, Japan, TEL:0985-26-7189

教育委員会規則

宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 19 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第22号

宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則

宮崎県体育館管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第 3 号までを次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表面)

宮 崎 県 体 育 館 施 設 等 利 用 申 込 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)住 所
電 話申込者 フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

利用中の責任者氏名

電話

法令、条例、規則等を遵守しますので、次のとおり体育館施設等の利用を許可されるよう申し込みます。

1 利用目的	行事名				※ 使用料 (利用料金)
2 利用者区分	1 一 般	2 高 校 生	3 中 学 生	4 小 学 生	5 未就学の者
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ	2 文 化 行 事	3 そ の 他 の 催 物		
4 入場料徴収の有無	無		有		最高入場料金 一 円 円
5 利用箇所	1 本館競技場 全・2/3・1/2・1/3	2 別館第一競技場 全・2/3・1/2・1/3	3 別館第二競技場 専用・専用でない	4 別館第三競技場 専用・専用でない	
	5 会 議 室	6 ス テ ー ジ	7 控 室 No. 1・No. 2・No. 3	8 人工登はん壁 屋外・屋内 個人・団体	
6 利用期日及び利用時間	年 月 日	時 分	～	時 分	円
7 利用設備	1 放送設備	2 電光表示盤	3 ボーダーライト	4 スポットライト	
	5 フットライト	6 シャワー	7 浴室		
	品 名				
	数 量				
※9 その他追加額又は減額					円
※10 使用料 (利用料金) 合計額					円
入場予定人員					人
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号	第 号

- 注意事項
- 1 必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 利用期日及び利用時間の欄は、準備及び撤去の時間を含めて記入してください。
 - 3 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 4 申込者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

（裏面）

収 入 証 紙 貼 付 欄

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要。

別紙

役 員 名 簿

法人名：_____

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記入してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

宮 崎 県 体 育 館 施 設 等 利 用 許 可 書

文 書 番 号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名 電話

次のとおり体育館施設等の利用を許可します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 関
(指定管理者 代表者)

1 利用目的	行事名				使用料 (利用料金)
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 文化行事		3 その他の催物
4 入場料徴収の有無	無		有		最高入場料金 円
5 利用箇所	1 本館競技場 全・2/3・1/2・1/3		2 別館第一競技場 全・2/3・1/2・1/3		3 別館第二競技場 専用・専用でない
	4 別館第三競技場 専用・専用でない		5 会議室		6 ステージ
6 利用期日及び利用時間	7 控室 No.1・No.2・No.3		8 人工登はん壁 屋外・屋内 個人・団体		円
	年 月 日 時 分 ~ 時 分	年 月 日 時 分 ~ 時 分	年 月 日 時 分 ~ 時 分	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
7 利用設備	1 放送設備		2 電光表示盤		3 ボードライト
8 利用器具及び数量	5 フットライト		6 シャワー		7 浴室
9 その他追加額又は減額					円
10 使用料(利用料金)合計額					円
入場予定人員					人
受付年月日	年 月 日				

- 注意事項
- 施設利用の際、本許可書を係員に提示してください。
 - 次の各号のいずれかに違反したときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入館を拒否し、退去を命ずることがあります。この場合、利用者に損害が生じても県(指定管理者)は、その責任を負いません。
 - 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
 - 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
 - 体育館を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
 - 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

宮 崎 県 体 育 館 施 設 等 利 用 不 許 可 通 知 書

文 書 番 号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

次のとおり申込みのあった体育館施設等の利用については、下記の理由により許可できませんので通知します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1 利用目的	行事名				
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生	5 未就学の者
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 文化行事		3 その他の催物
4 入場料徴収の有無	無		有		最高入場料金 — 人 円
5 利用箇所	1 本館競技場 全・2/3・1/2・1/3	2 別館第一競技場 全・2/3・1/2・1/3	3 別館第二競技場 専用・専用でない	4 別館第三競技場 専用・専用でない	
	5 会議室	6 ステージ	7 控室 No.1・No.2・No.3	8 人工登はん壁 屋外・屋内 個人・団体	
6 利用期日及び利用時間	年 月 日	時 分 ~	時 分 ~	時 分 ~	時 分 ~
7 利用設備	1 放送設備		2 電光表示盤		3 ボーダーライト
	5 フットライト		6 シャワールーム		7 浴室
8 利用器具及び数量	品名	数量			
入場予定人員	人				
受付年月日	年 月 日				

記

許可できない理由	
----------	--

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県体育館管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。